

メリット制最低労働者数早見表

事業の種類	番号	事業の種類	メリット収支率算定期間の各年度における最低労働者数		
			平成15～17年度	平成18～20年度	平成21～23年度
林業	02	木材伐出業	(20)	(20)	(20)
	03	その他の林業			
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	20	20	20
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	20	20	20
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	20	20	20
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	20	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	66	71	68
	25	採石業	20	20	20
	26	その他の鉱業	20	20	20
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	—	—	—
	32	道路新設事業	—	—	—
	33	舗装工事業	—	—	—
	34	鉄道又は軌道新設事業	—	—	—
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	(25)	(29)	(33)
	38	既設建築物設備工事業	—	—	—
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	—	—	—
	37	その他の建設事業	(20)	(20)	(22)
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	66	60	68
	65	たばこ等製造業	87	71	82
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	87	86	100
	44	木材又は木製品製造業	20	24	28
	45	パルプ又は紙製造業	53	60	63
	46	印刷又は製本業	98	96	100
	47	化学工業	79	71	91
	48	ガラス又はセメント製造業	61	60	58
	66	コンクリート製造業	29	31	30
	62	陶磁器製品製造業	25	25	23
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	20	20	20
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	66	60	63
	51	非鉄金属精錬業	57	60	51
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	44	52	58
	53	鋳物業	24	24	22
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	31	31	39
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	44	49	58
	55	めっき業	53	52	75
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	66	65	68
	57	電気機械器具製造業	98	100	100
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	87	77	91
	59	船舶製造又は修理業	20	20	20
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	98	100	100
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	87	86	100
	61	その他の製造業	57	56	58
運輸業	71	交通運輸事業	98	86	91
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	34	33	39
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	25	33	36
	74	港湾荷役業	20	20	25
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	98	100	100
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	40	36	36
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	37	33	33
	93	ビルメンテナンス業	79	71	75
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	79	65	63
	97	通信業、新聞業又は出版業	—	100	100
	98	卸売業、小売業、飲食店又は旅館その他の宿泊所の事業	—	96	100
	99	金融、保険又は不動産の事業	—	100	100
	94	その他の各種事業	98	100	100
	90	船舶所有者の事業(*)	—	—	20

*平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。初めてメリット保険料率が適用されるのは平成26年度からとなる。